



携帯電話用二次元コード

広報しんじゅく

今号の主な内容

- 2面 感震ブレイカー等の設置費用を助成します
- 6面 糖尿病予防啓発イベントけんこうマルシェ
- 8面 新宿クリエイターズ・フェスタ2017 スチームパーク 成人の日 はたちのつどい 司会者を募集します



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 FAX03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。



●安全で平穏な生活環境を守るために
新宿区ルールを作ります

近年、インターネットの仲介サイトを通じて、住宅の全部または一部を使用して宿泊サービスを提供する無許可の違法民泊が増えています。

6月16日、「住宅宿泊事業法(紙面下参照)」が公布され、民泊が住宅宿泊事業として法制化されました。区では、同法の施行に合わせて、法に定めるもののほか住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定め、区にふさわしいルールを条例で制定することを目指します。

民泊の新宿区ルールを作ります

(仮称)新宿区住宅宿泊事業の 適正な運営に関する条例の 制定に向けてご意見を

新宿区ルール5つのポイント

◆事業実施の期間制限

住居専用地域(※)では、月々木曜日は事業ができません。



※住居専用地域：都市計画法に基づいて「良好な住居の環境を保護するための地域」と定められた地域

◆近隣住民への周知等

事業者は、事業開始前に近隣住民に対し書面で周知し、区に報告しなければなりません。

◆廃棄物の適正処理

事業者は、事業の実施に伴い発生したごみを、事業系廃棄物として自ら処理しなければなりません。



◆届け出住宅の公表

区は届け出住宅ごとに事業者の名称や連絡先、事前周知の実施の有無を公表します。



◆住宅等の提供者の責務

住宅を賃貸する場合は、賃貸借契約の締結の際、民泊実施の可否を明記するよう努めなければなりません。また、建物の区分所有者は、管理規約等に民泊の実施の可否を明記するよう努めなければなりません。



今後公布される、政令・国土交通省令・厚生労働省令により内容を変更する場合があります。

分譲マンションにお住まいの方へ

民泊について 皆さんで話し合っ て管理規約の改正を

分譲マンションでの民泊に関するトラブルを防止するには、管理規約で民泊を許容するかどうかを明確化しておくことが重要です。国土交通省が示す「マンション標準管理規約」を参考に、皆さんの管理組合で規約の改正をお早めにご検討ください。

規約の改正に関する相談は、区の「マンション管理相談」・「マンション管理相談員派遣制度」等をご活用ください。申し込み方法等詳しくは、お問い合わせください。

第5回 民泊問題対応 検討会議



区では、学識経験者・区民・不動産業者・警察・消防等からなる「新宿区民泊問題対応検討会議」を設置し、「新宿区ルール」作りに取り組んでまいりました。5回目は、住宅宿泊事業法に基づいた新宿区ルールの策定について検討します。傍聴を希望する方は当日直接、会場へおいでください。

【日時】10月12日(木)午後1時30分～3時
【会場】区役所本庁舎5階大会議室

住宅宿泊事業法とは

- 30年6月15日までに施行される予定の法律です。主な内容は次のとおりです。
- 行政手続き
 - 住宅宿泊事業を行う場合、都道府県知事・区長等へ届け出が必要
 - 年間提供日数は180日(泊)以内
 - 住宅宿泊事業を行う住宅に標識を掲示
 - 宿泊者名簿を作成し、備え付ける
- 事業者の義務
 - 電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/portal/public/>)へ10月11日(水)まで国土交通省が政省令への「ご意見を募集」しています。
- 周辺住民からの苦情への適切な対応
- 家主が不在の住宅で住宅宿泊事業を行う場合は、住宅の管理を事業者者に委託
- 行政の権限
 - 条例により区域を定めて事業実施の期間を制限できる
 - 都道府県知事・区長等は、住宅宿泊事業者に対し業務改善命令・立ち入り検査等を行うことができる

パブリック・コメント制度(意見公募)により ご意見を募集します

新宿区ルールの骨子等は、衛生課・区政情報課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

ご意見には住所・氏名のほか、区内在勤・在学の方は勤務先・学校の名称・所在地を記入し、10月18日(水)までに郵送(必着)・ファックスまたはお持ちください(氏名等の個人情報公表はしません)。新宿区ホームページからも受け付けます。

【ご意見の提出先・問合せ】衛生課環境衛生第一係(〒160-0022新宿5-18-21、第2分庁舎3階) ☎(5273)3841 FAX(3209)1441へ。

